

障害者総合支援法施行規則等一部改正に伴 う条例改正について

障害者総合支援法施行規則等一部改正に伴う条例改正について (平成 29 年 4 月 1 日施行)

国（厚生労働省）において、障害者総合支援法に規定する特定障害福祉サービス（生活介護及び就労継続支援 B 型）に就労継続支援 A 型を追加し、就労継続支援 A 型（*）に係るサービス事業者指定について、総量規制の導入や就労継続支援 A 型事業者について、利用者に対して利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努め、その希望を踏まえた就労の機会の提供を行うことなどを規定するため、基準省令等の一部改正が行われたもの。

* 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うもの。

1 国における改正省令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」等の一部を改正する省令（平成 29 年 2 月 9 日公布）

（関係規則等は以下のとおり。）

- ◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正
- ◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
- ◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

2 改正省令の内容

就労継続支援 A 型について、以下の内容を追加するなど規定された。

- (1) 特定障害福祉サービスとして追加。
- (2) 利用者に対して、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努め、その希望を踏まえた就労の機会の提供を行わなければならない。
- (3) 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- (4) 利用者に支払う賃金及び工賃は、原則、自立支援給付から充当してはならない。（災害その他やむを得ない理由がある場合は除く。）
- (5) 生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃等を運営規程に定めなければならない。

3 省令施行日

平成 29 年 4 月 1 日施行

4 当市における対応

国における改正省令を踏まえ、当市において、関係する条例の一部改正を行う。(関係条例は以下のとおり。)

- ◆いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◆いわき市指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

5 条例施行日

平成 29 年 4 月 1 日施行

※平成 28 年度 2 月市議会定例会に議案として提出。